

支 払 基 金
平成 2 8 年 4 月 1 日

医科診療行為マスターの更新について

平成 2 8 年 4 月 1 日付け「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法」等に基づき、本年 3 月 2 8 日に掲載した医科診療行為マスターを更新し、同マスターを掲載しましたのでお知らせいたします。

なお、今後、厚生労働省から発出される通知等によっては変更が生じる場合がありますので、ご留意下さい。

また、更新内容につきましては、別紙をご覧ください。

医科診療行為マスター変更内容

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
G000-00	130002250	局所注入	5	省略漢字名称	局所注入	局所注射	省略漢字名称設定変更のため
				省略カナ名称	キョクショチュウニュウ	キョクショチュウシヤ	省略カナ名称設定変更のため
				基本漢字名称	局所注入（1回につき）	局所注射（1回につき）	基本漢字名称設定変更のため
H001-00	180044310	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護・入院）	5	医療観察法対象区分	0	2	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
H001-00	180044410	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護・入院）	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H001-00	180044510	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（要介護・入院）	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H001-02	180044910	廃用症候群リハビリテーション料（1）（要介護・入院）	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H001-02	180045110	廃用症候群リハビリテーション料（2）（要介護・入院）	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H001-02	180045310	廃用症候群リハビリテーション料（3）（要介護・入院）	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H002-00	180045810	運動器リハビリテーション料（1）（要介護・入院）	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H002-00	180045910	運動器リハビリテーション料（2）（要介護・入院）	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H002-00	180046010	運動器リハビリテーション料（3）（要介護・入院）	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H003-02	180042870	入院時訪問指導加算	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H003-03	180042910	リハビリテーション総合計画提供料	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H007-02	180033110	がん患者リハビリテーション料	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
H007-03	180043110	認知症患者リハビリテーション料	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
I003-02	180033210	認知療法・認知行動療法（1以外の医師）	5	省略漢字名称	認知療法・認知行動療法（1以外の医師）	認知療法・認知行動療法（1以外の医師）	省略漢字名称設定変更のため
				基本漢字名称	認知療法・認知行動療法（1以外の医師による場合）（1日につき）	認知療法・認知行動療法（1以外の医師による場合）（1日につき）	基本漢字名称設定変更のため
J000-00	140049370	6歳未満乳幼児加算（処置）（83）	5	医療観察法対象区分	0	2	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
J000-00	140050670	6歳未満乳幼児加算（処置）（50）	5	医療観察法対象区分	2	3	〃
J003-00	140051810	局所陰圧閉鎖処置（入院）（100cm2未満）	5	医療観察法対象区分	1	3	〃

※平成28年4月診療分から適用

医科診療行為マスター変更内容

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
J003-00	140051910	局所陰圧閉鎖処置（入院）（100cm ² 以上）	5	医療観察法対象区分	1	3	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
J003-00	140052010	局所陰圧閉鎖処置（入院）（200cm ² 以上）	5	医療観察法対象区分	1	3	〃
J003-00	140052170	局所陰圧閉鎖処置初回加算（入院）（100cm ² 未満）	5	医療観察法対象区分	1	3	〃
J003-00	140052270	局所陰圧閉鎖処置初回加算（入院）（100cm ² 以上）	5	医療観察法対象区分	1	3	〃
J003-00	140052370	局所陰圧閉鎖処置初回加算（入院）（200cm ² 以上）	5	医療観察法対象区分	1	3	〃
J070-04	140055110	磁気による膀胱等刺激法	5	医療観察法対象区分	0	2	〃
K126-00	150305950	骨移植術（移植用骨採取のみ、自家骨移植、棘突起）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	01	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1261	K0591	点数表区分番号設定変更のため
K126-00	150341750	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、生体、棘突起）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				コード表用番号（項番）	01	02	コード表用番号（項番）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	01	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1261	K0592	点数表区分番号設定変更のため

※平成28年4月診療分から適用

医科診療行為マスター変更内容

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K126-00	150392250	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、棘突起）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				コード表用番号（項番）	01	03	コード表用番号（項番）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	01	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1261	K05934	点数表区分番号設定変更のため
K126-00	150383950	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他、棘突起）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				コード表用番号（項番）	01	03	コード表用番号（項番）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	01	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1261	K05937	点数表区分番号設定変更のため
K126-00	150306050	骨移植術（移植用骨採取のみ、自家骨移植、腸骨翼）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	01	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1261	K0591	点数表区分番号設定変更のため

※平成28年4月診療分から適用

医科診療行為マスター変更内容

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K126-00	150341850	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、生体、腸骨翼）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				コード表用番号（項番）	01	02	コード表用番号（項番）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	01	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1261	K0592	点数表区分番号設定変更のため
K126-00	150392350	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、腸骨翼）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				コード表用番号（項番）	01	03	コード表用番号（項番）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	01	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1261	K0593イ	点数表区分番号設定変更のため
K126-00	150384050	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他、腸骨翼）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				コード表用番号（項番）	01	03	コード表用番号（項番）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	01	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1261	K0593ロ	点数表区分番号設定変更のため

※平成28年4月診療分から適用

医科診療行為マスター変更内容

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K126-00	150306150	骨移植術（移植用骨採取のみ、自家骨移植、その他）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				コード表用番号（項番）	02	01	コード表用番号（項番）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	02	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1262	K0591	点数表区分番号設定変更のため
K126-00	150341950	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、生体、その他）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	02	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1262	K0592	点数表区分番号設定変更のため
K126-00	150392450	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、特殊、その他）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				コード表用番号（項番）	02	03	コード表用番号（項番）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	02	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1262	K05934	点数表区分番号設定変更のため

※平成28年4月診療分から適用

医科診療行為マスター変更内容

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K126-00	150384150	骨移植術（移植用骨採取のみ、同種骨移植、非生体、その他）	5	告示・通知関連番号（アルファベット部）	Null	K	告示・通知関連番号（アルファベット部）設定変更のため
				コード表用番号（区分番号）	126	059	コード表用番号（区分番号）設定変更のため
				コード表用番号（項番）	02	03	コード表用番号（項番）設定変更のため
				告示・通知関連番号（章）	0	2	告示・通知関連番号（章）設定変更のため
				告示・通知関連番号（部）	0	10	告示・通知関連番号（部）設定変更のため
				告示・通知関連番号（区分番号）	000	126	告示・通知関連番号（区分番号）設定変更のため
				告示・通知関連番号（項番）	00	02	告示・通知関連番号（項番）設定変更のため
				点数表区分番号	K1262	K0593 [□]	点数表区分番号設定変更のため
K404-00	150385770	難拔牙加算	5	医療観察法対象区分	2	3	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
K920-02	150366570	輸血適正使用加算（輸血管理料1）	5	医療観察法対象区分	2	3	〃
K920-02	150366670	輸血適正使用加算（輸血管理料2）	5	医療観察法対象区分	2	3	〃
K920-02	150380070	貯血式自己血輸血管理体制加算	5	医療観察法対象区分	2	3	〃
K937-02	150390810	術中グラフト血流測定加算	5	告示等識別区分（1）	1	7	告示等識別区分（1）設定変更のため
M001-04	180046610	粒子線治療（重粒子線治療）	5	通則年齢	1	0	通則年齢設定変更のため
M001-04	180046710	粒子線治療（陽子線治療）	5	通則年齢	1	0	〃
-000-00	188006570	観察回復期減算（算定開始日から271日以上）	5	新又は現点数	120.00	100.00	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
-000-00	188010170	観察回復期減算（算定開始日から1年90日超）	3		新設		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき新設
-000-00	188010270	転院調整加算	3		新設		〃

※平成28年4月診療分から適用

医科診療行為マスター変更内容

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
-000-00	188001070	小規格病棟病床数加算（15床）	5	注加算通番	6	5	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188001170	小規格病棟病床数加算（16床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188001270	小規格病棟病床数加算（17床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188001370	小規格病棟病床数加算（18床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188001470	小規格病棟病床数加算（19床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188001570	小規格病棟病床数加算（20床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188001670	小規格病棟病床数加算（21床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188001770	小規格病棟病床数加算（22床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188001870	小規格病棟病床数加算（23床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188001970	小規格病棟病床数加算（24床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188002070	小規格病棟病床数加算（25床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	

※平成28年4月診療分から適用

医科診療行為マスター変更内容

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
-000-00	188002170	小規格病棟病床数加算（26床）	5	注加算通番	6	5	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188002270	小規格病棟病床数加算（27床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188002370	小規格病棟病床数加算（28床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-000-00	188002470	小規格病棟病床数加算（29床）	5	注加算通番	6	5	"
				コード表用番号（項番）	11	10	
-001-00	188002910	急性増悪包括管理料（1日につき）	5	省略漢字名称	急性増悪包括管理料（1日につき）	急性増悪包括管理料	"
				実日数	1	0	
-001-00	188006770	通院対象者社会復帰体制強化加算（通院対象者が3名以下）	5	省略漢字名称	通院対象者社会復帰体制強化加算（通院対象者が3名以下）	通院対象者社会復帰体制強化加算	"
				基本漢字名称	通院対象者社会復帰体制強化加算（同一月に通院医学管理を行った通院対象者が3名以下の場合）	通院対象者社会復帰体制強化加算	
-001-00	188010370	通院対象者社会復帰体制強化加算（通院対象者が4名以上）	3		新 設		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき新設
-001-00	188010470	通院医学管理事前調整加算（入院によらない医療の決定を受けた者）	3		新 設		"
-001-00	188006070	通院医学管理事前調整加算（イ以外）	5	省略漢字名称	通院医学管理事前調整加算（イ以外）	通院医学管理事前調整加算	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
				基本漢字名称	通院医学管理事前調整加算（イ以外の場合）	通院医学管理事前調整加算	
-003-00	188003310	医療観察通院精神療法（初診時精神保健指定医等）	5	上限年齢（年齢加算②）	20	0	"
				注加算診療行為コード（年齢加算②）	188010570	0	
				基本漢字名称	医療観察通院精神療法（1回につき）（初診時精神保健指定医等による場合）	医療観察通院精神療法（初診時精神保健指定医等による場合）	
-003-00	188005110	医療観察通院精神療法（30分以上）	5	上限年齢（年齢加算②）	20	0	"
				注加算診療行為コード（年齢加算②）	188010570	0	

※平成28年4月診療分から適用

医科診療行為マスター変更内容

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
-003-00	188003410	医療観察通院精神療法（30分未満）	5	上限年齢（年齢加算②）	20	0	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
				注加算診療行為コード（年齢加算②）	188010570	0	
-003-00	188010570	医療観察児童思春期精神科専門管理加算	3		新設		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき新設
-003-00	188006970	医療観察特定薬剤副作用評価加算	5	コード表用番号（項番）	05	04	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
-004-00	188006210	医療観察認知療法・認知行動療法（イ以外の医師）	5	省略漢字名称	医療観察認知療法・認知行動療法（イ以外の医師）	医療観察認知療法・認知行動療法（イ以外の場合）	"
				基本漢字名称	医療観察認知療法・認知行動療法（イ以外の医師による場合）（1日につき）	医療観察認知療法・認知行動療法（イ以外の場合）（1日につき）	
-004-00	188010610	医療観察認知療法・認知行動療法（精神保健指定医と看護師が共同）	3		新設		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき新設
-005-02	188010710	医療観察依存症集団療法	3		新設		"
-011-00	188004710	医療観察精神科訪問看護・指導料（1）（週3日目まで30分以上）	5	新又は現点数	580.00	575.00	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
				上限回数	15	25	
-011-00	188007410	医療観察精神科訪問看護・指導料（1）（週3日目まで30分未満）	5	新又は現点数	445.00	440.00	"
				上限回数	15	25	
-011-00	188007510	医療観察精神科訪問看護・指導料（1）（週4日目以降30分以上）	5	新又は現点数	680.00	675.00	"
				上限回数	19	25	
-011-00	188007610	医療観察精神科訪問看護・指導料（1）（週4日目以降30分未満）	5	新又は現点数	530.00	525.00	"
				上限回数	19	25	
-011-00	188009310	医療観察精訪看（3）（同日2人）（週3日目まで30分以上）	5	新又は現点数	580.00	575.00	"
				上限回数	15	25	

※平成28年4月診療分から適用

医科診療行為マスター変更内容

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
-011-00	188009410	医療観察精訪看（3）（同日2人）（週3日目まで30分未満）	5	新又は現点数	445.00	440.00	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき変更
				上限回数	15	25	
-011-00	188009510	医療観察精訪看（3）（同日2人）（週4日目以降30分以上）	5	新又は現点数	680.00	675.00	"
				上限回数	19	25	
-011-00	188009610	医療観察精訪看（3）（同日2人）（週4日目以降30分未満）	5	新又は現点数	530.00	525.00	"
				上限回数	19	25	
-011-00	188009710	医療観察精訪看（3）（同日3人以上）（週3日目まで30分以上）	5	新又は現点数	293.00	288.00	"
				上限回数	15	25	
-011-00	188009810	医療観察精訪看（3）（同日3人以上）（週3日目まで30分未満）	5	新又は現点数	225.00	220.00	"
				上限回数	15	25	
-011-00	188009910	医療観察精訪看（3）（同日3人以上）（週4日目以降30分以上）	5	新又は現点数	343.00	338.00	"
				上限回数	19	25	
-011-00	188010010	医療観察精訪看（3）（同日3人以上）（週4日目以降30分未満）	5	新又は現点数	268.00	263.00	"
				上限回数	19	25	
-012-00	188010870	医療観察衛生材料等提供加算	3	新 設			心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法に基づき新設